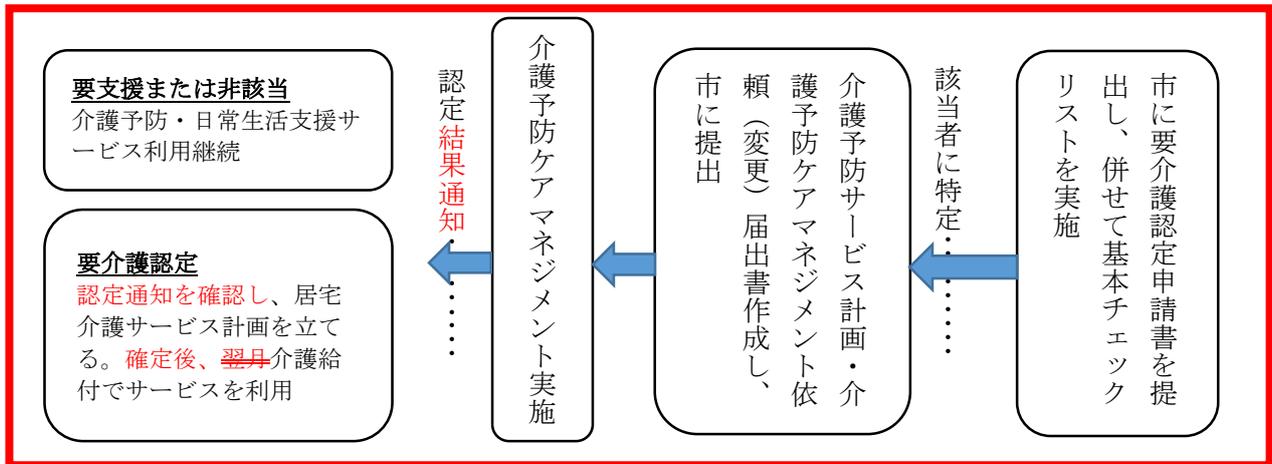
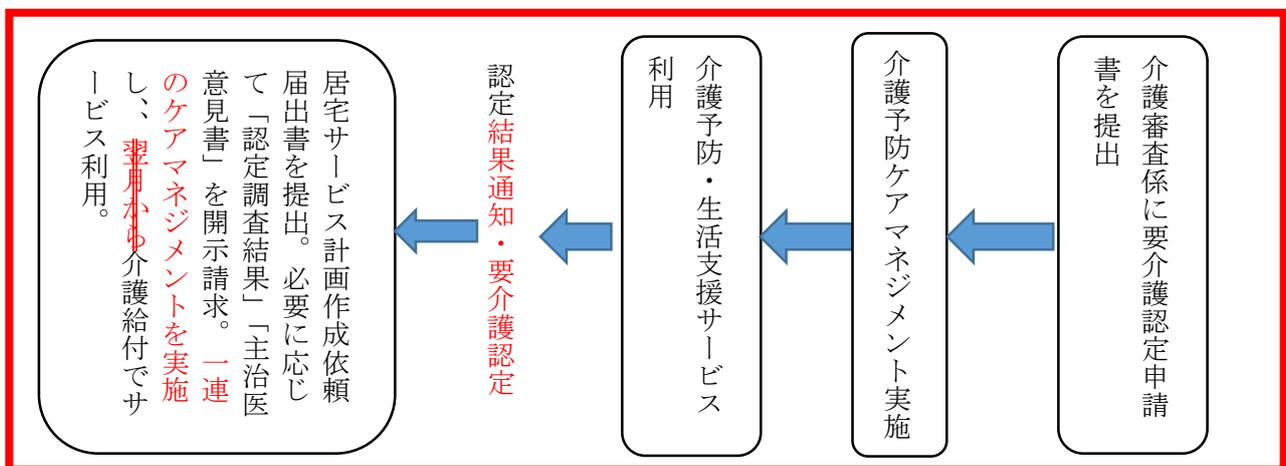


(4)・新規申請で、認定結果が出ないまま介護予防・生活支援サービスを利用する。
(要介護認定申請等と併せて基本チェックリストを実施する。)



- ①介護認定申請と並行し、基本チェックリストを実施。
- ②基本チェックリストで該当になったら、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を作成し、市に提出。
- ③介護予防ケアマネジメントを実施し、要介護認定結果が出るまで介護予防・生活支援サービスを利用する。
- ④認定結果が要支援または非該当ならば、そのまま介護予防・生活支援サービスを利用する。
- ⑤結果が要介護ならば、速やかに居宅サービス計画作成依頼届出書を介護管理給付係に提出し、必要に応じて「認定調査結果」「主治医意見書」を元に居宅サービス計画を立てる。担当者会議を開催し、プラン確定後は介護給付でサービスを受ける。

(5)・更新申請で認定有効期間満了日までに認定結果が出ずに、訪問介護と通所介護のみを利用する。(認定結果が要支援から要介護になった)



- ①介護認定申請と並行し、介護予防ケアマネジメントを実施する。
- ②要介護認定の結果が出るまで、介護予防・生活支援サービスを受ける。
- ③認定結果が要支援ではなく、「要介護」になったため、**速やかに認定通知を受けて**居宅サービス計画作成依頼届出書を介護管理給付係に提出し、必要に応じて「認定調査結果」「主治医意見書」を開示請求し、居宅サービス計画**（サービス計画の作成開始日は当月1日付で作成）を立案する。**の作成等、一連のケアマネジメントを実施。
- ④**プラン確定後は、**介護給付でサービスを受ける。